# (別添1)

# 令和6年度 主任介護支援専門員「更新」研修 事例の作成について

I. 提出方法・提出期限 ⇒ <mark>受講決定後のメールにて提出となります。</mark>

受講決定通知の際の「提出書類等について」を確認し、期限までにご提出ください。

※令和6年6月21日(金)必着予定→ 受講決定後の提出

### 2. 提出する事例について

#### (1) 事例の選定

研修科目「主任介護支援専門員としての実践の振り返りと指導及び支援の実践(7科目)」では、各 自が他の介護支援専門員に対して指導した事例を持ち寄り、研修を行います。

他の介護支援専門員への指導・支援事例には、以下のような場面の事例を含めます。

ı	同事業所内の介護支援専門員への指導・支援
2	地域の介護支援専門員への指導・支援
3 地域ケア会議における事例への助言	

2

- ※平成31年度から、受講者全員が指導・支援事例の提出を必須としております。
- ※「一人ケアマネ事業所」等やむを得ない事情により指導・支援対象者がいない場合においても、地域の介護支援専門員による協力のもと、指導・支援の機会を設定してください。
- ※介護支援専門員実務研修における実習、主任介護支援専門員フォローアップ研修における実習など、研修で設定された機会での指導・支援事例は対象外となります。

他の介護支援専門員に対して、以下A~Gの7つのテーマの視点で指導・支援した事例についてまとめてください。(介護予防事例、施設事例もしくは終了事例でも構いません。)

1つの事例に、テーマが複合的に含まれていても結構です。**1つの事例に複数のテーマを含む場合、それぞれのテーマに沿った指導・助言を行った内容であることを確認してください。** 

3

4

Α	脳血管疾患のある方のケアマネジメント	
В	認知症のある方のケアマネジメント	
С	大腿部頸部骨折のある方のケアマネジメント	
D	心疾患のある方のケアマネジメント	
Ε	誤嚥性肺炎の予防のケアマネジメント	
F	看取り等における看護サービスの活用に関する事例	
G	家族への支援の視点や社会資源の活用に向けた関係機関と	
G	の連携が必要な事例のケアマネジメント	

※テーマの選択については、「3.参考」をご確認ください。

#### 【注意事項】

- ・当該利用者・事業所(施設)の許可を得て提出してください。
- ・提出事例の作成にあたっては、対象とした要介護者等のプライバシー保護に十分配慮し、<mark>個人情報にあたる部分(氏名・住所・電話番号・生年月日・サービス事業所名等)</mark>は必ず消すようにしてください。
- ・提出いただいた事例を確認し、「事例の選定」の条件に満たないと思われるものについては、実施 主体の沖縄県に相談いたします。
- ・事例の提出がない場合は、研修の受講はできません。

# 3.参考

・提出する事例のテーマの選択について、下記の表のキーワード例を参考にしてください。

## 《参考選択表》

項目	テーマ	キーワード例
А	脳血管疾患のある人の ケアマネジメント	再発予防、疾病や血圧の管理、生活習慣の改善、内服管理の支援、脱水 予防、心理的回復の支援、リハビリテーション、コミュニケーション能力の 改善、社会参加の機会の確保、食事と栄養の確保、転倒予防 等
В	認知症のある方のケアマネジメント	認知症に診断されるに至った経緯、認知機能障害、行動・心理症状 (BPSD)の理解、意思決定支援の必要性、一週間の生活リズム、体調管理や服薬管理、権利擁護、本人に不安やストレスの把握、家族支援等
С	大腿部頸部骨折のある方のケアマネジメント	再骨折の予防、骨粗しょう症の予防、歩行機能訓練、ADL·IADL の回復、心理的不安の排除、生活不活発リスクの把握、環境整備、リハビリテーション、社会参加の機会の維持・拡大 食事と栄養の確保 等
D	心疾患のある方のケアマネジメン ト	疾病の理解と確実な服薬、併存疾患の把握と療養、体重管理、塩分・水分量のコントロール、血圧管理、負荷のかかる環境の改善、急性増悪の予防、本人・家族等への生活習慣を変えることの支援、不安の軽減、エンドオブライフに向けた準備等
Е	誤嚥性肺炎の予防のケアマネジ メント	誤嚥性肺炎の予防の必要性の理解、誤嚥リスクの評価、摂食訓練の評価、食事内容・食事のとり方の見直し支援、フレイル予防のための必要な 栄養、口腔ケアの実施等
F	看取り等における看護サービスの 活用に関する事例	看取りにおける社会資源、訪問看護師との連携・協働、多職種との連携、 疼痛緩和ケア、意思決定支援、家族・遺族ケア、トータルペインの理解、グ リーフケア、デスカンファレンス 等
G	家族への支援の視点や社会資源 の活用に向けた関係機関との連 携が必要な事例のケアマネジメン ト	家族介護者への支援、難病、高齢者虐待防止、経済的に困窮状態にある高齢者支援、障害者総合支援法、精神保健福祉法、ヤングケアラー、 仕事介護の両立支援、重層的支援体制整備事業